



甘楽町公告第 14 号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という）を変更したので、同法第19条第8項の規定により公告する。

令和8年3月11日

甘楽町長 森 平 仁 志



1. 地域計画を策定した地域

南部地区（小幡地区、秋畑地区、福島地区の一部、新屋地区の一部）
北部地区（福島地区の一部、新屋地区の一部）

2. 地域計画の縦覧場所

甘楽町役場 甘楽町大字小幡161番地1
甘楽町ホームページ